

天草不知火海区漁業調整委員会
第374回議事録

令和3年（2021年）3月15日開催

第374回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)3月15日(月)午後2時から
- 2 開催場所 県庁本館 8階 801会議室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 関山哲也 脇島成郎 桑原千知 佐々木倫一
友村喜一 山口秀康 内野明德 福田靖 横田政司 鎌賀泰文
藤木美才
(欠席委員) 浜悦男 山田豊隆
(天草広域本部水産課) 技師 若田隆太
(漁業取締事務所) 技師 水本雅之
(水産振興課) 課長 中原康智 主幹 鮫島守
(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭
技師 東海林明

4 議事次第

(1) 議題

- 第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について
(諮問)

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第374回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第374回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。事務局からもありましたとおり、今回の委員会が今年度最後の委員会となります。

それでは、ただ今から第374回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議長

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 内野委員と藤木委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

本日は、もじゃこ漁業、その他のかご漁業及びたこつぼ漁業の制限措置の公示について諮問させていただきます。

最初に、もじゃこ漁業の制限措置について説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

この、もじゃこ漁業ですが、もじゃこすなわち全長15センチメートル以下のぶりの稚魚を採捕する漁業になります。制限措置の内容ですが、漁業名称は、もじゃこ漁業、漁業種類は、もじゃこ漁業機船船びき網漁業、操業区域は、天草海（有明海及び不知火海を除く熊本県の海面。ただし、共同漁業権漁場内を除く。）となっております。漁業時期すなわち操業期間については、現段階では空欄となっております。

この理由としましては、もじゃこ漁業が特殊な漁業でありまして、漁業時期が全国的な申し合わせ事項で23日間に制限されており、もじゃこの来遊状況によって解禁日を決定しております。

また、例年、解禁日は、解禁日のおよそ1週間前の4月上旬頃に関係漁協で決定されておりますので、漁業時期決定後、制限措置の内容に付け加えさせていただきますたく存じます。

船舶の総トン数及び推進機関の馬力数については、船舶の総トン数が10トン未満（ただし、前年度にもじゃこ機船船びき網漁業の許可を受けた10トン以上の船舶については、この限りでない。）、推進機関の馬力数が、定めなしとなっております。

漁業を営む者の資格としまして、前年度までと同様の内容で規定しております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、漁業時期の決定後、付け加えさせていただきますたく存じます。

資料4ページをご覧ください。

備考としまして許可の有効期間、許可をするに当たって付す条件を記載しております。

もじゃこ漁業の許可の有効期間は、漁業時期と同一の期間として

取り扱っておりますので、漁業時期の決定後、付け加えさせていただきたく存じます。許可をするに当たって付す条件については、昨年度までと変更ございません。

次に、その他のかご漁業及びたこつぼ漁業の制限措置の公示内容についてです。

資料5ページから8ページまでをご確認ください。その他のかご漁業は、大矢野から2件、松島から1件の合計3件、たこつぼ漁業は、芦北から1件の新規許可の要望が出されております。

操業区域はその他のかご漁業、たこつぼ漁業ともに関係地区の地先海面、その他の制限措置の内容は、それぞれの漁業種類の同じ操業区域の既存の許可と同様の内容となっております。

申請期間については、令和3年（2021年）3月30日から令和3年（2021年）4月7日までを予定しています。

説明は以上になります。

なお、今回の答申につきましては、関係漁協によるもじゃこ漁業の解禁日の決定後、もじゃこ漁業の漁業時期、許可の有効期間及び申請期間を決定することを含めまして答申をお願いしたく存じます。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

はい、どうもありがとうございます。ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

鎌賀委員

いいでしょうか。

議長

はいどうぞ。

鎌賀委員

その他のかご漁業の操業区域について、資料では登立地先の天共第1号共同漁業権漁場内登立地先と操業区域の表現となっておりますが、たこつぼ漁業の操業区域は、火共第3号共同漁業権漁場内の芦北地先に限定されています。具体的な区域の表現は、併記しなくてよろしいのでしょうか。

議長

水産振興課。

水産振興課

こちらにつきましては、天共第1号共同漁業権漁場内の登立地先という表現で、これまでの許可どおり記載しております。火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先につきましても、

これまでの許可と同じ記載となっております。

議長

鎌賀委員。

鎌賀委員

過去の前例踏襲は良いんですけども、どうして書き方が異なるのか、共同漁業権の地先を限定するのに。

共同漁業権の表現は公示されていたり、天草海や有明海については、漁業調整規則にきちんと記載されているんですが、共同漁業権の地先を限定した場合、その表現はどこにも記載も公表もないはずですから、記載しておくべきではないかと思い質問いたしました。

水産振興課

鎌賀委員の質問にお答えします。

前例踏襲して記載していましたが、きちんと地先の具体的に明確にするためにも、その他のかご漁業と同じような表現で、資料6ページに記載したような区域表現で記載させていただきたいと思います。具体的にどういう表現にするかにつきましては、こちらの方できちんと精査して記載したいと思います。ここで御説明することは難しいですけど、きちんと付け加えさせていただきたいと思います。

議長

鎌賀委員、よろしいですか。

鎌賀委員

はい。

議長

他にございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

委員

(意見なし)

議長

事務局から、何かありませんか。

事務局

今回の委員会が、今年度の最後の委員会となる予定ですので、水産振興課中原課長より、一言ご挨拶をお願い致します。
中原課長、お願いします。

中原課長

こんにちは。水産振興課の中原でございます。
今回が今年度最後の委員会ということでございますので、一言御挨拶申し上げます。
委員の皆様におかれましては、日頃から、本県水産業の振興に御協力いただきありがとうございます。
コロナという言葉が出はじめて、1年以上が経ちました。コロナには、かなり右往左往させられております。色々な制限もかかっておりますし、この委員会におきましても委員の皆様にご迷惑をおかけしました。
そういった中、昨年7月には豪雨が発生し、天草不知火海においても、大量の流木が発生し、人吉・球磨地方では犠牲になられた方もおられました。知事が言うトリプルパンチ、熊本地震、新型コロナ、7月豪雨という中での1年でございます。
その中で、改正漁業法が昨年12月1日施行されましたが、この委員会におきましても、それに向けての制度設計など、委員の皆様には大変熱心に御審議いただきました。今回の委員会で今年度9回目の委員会になります。
お陰様を持ちまして、12月1日からの法の施行に合わせて、スタートをすることができました。ありがとうございました。
水産業界は、大変厳しい状況にあります。
地球温暖化であったり、水産資源の減少、新型コロナであったり、様々な要因がある中、新しい生活様式という考え方も意識しながら、頑張っていきたいと思っております。
委員の皆様には、今後とも様々な立場でご意見を頂ければと思っております。
最後になりますが、これから先の皆様の益々の御活躍を祈念して、挨

撈に代えさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

それでは、これで第374回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。